

岐阜県公報

目 次

岐阜県議会議員報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一

規 則

号外(二) 平成二十年九月十八日

岐阜県議会議員報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県議会議員報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県議会議員報酬及び費用弁償条例施行規則(昭和三十二年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例施行規則

第一条中「岐阜県議会議員報酬及び費用弁償条例」を「岐阜県議会議員の議員報酬費用弁償等に関する条例」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第二条(見出しを含む)中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十年九月十八日

平成二十年九月十八日印刷
平成二十年九月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社